平成２９年（フ）第３５号
福島県郡山市開成６丁目191番地の１　ユニティータウンＡ棟102号
債務者　宗像　　亮
１　決定年月日時　平成29年５月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第１７号
兵庫県揖保郡太子町鵤961番地20
債務者　高岡久美子
１　決定年月日時　平成29年５月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２９年（フ）第１６号
佐賀県唐津市東唐津３丁目４番８号
債務者　山下千代美
１　決定年月日時　平成29年５月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第２１号
富山県魚津市住吉647番地
債務者　家城寿美子
１　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３３号
富山市岩瀬諏訪町13番地
債務者　水上　登司
１　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５６号
青森県下北郡東通村大字白糠字赤平420番地
債務者　石田　龍雄
１　決定年月日時　平成29年５月９日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１１３号
千葉県我孫子市中峠台27番地の12（101号）メゾン都
債務者　染谷　一生
１　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２７１号
千葉県鎌ケ谷市佐津間1133番地（向台ハウスＡ棟205）
債務者　田中　　亨
１　決定年月日時　平成29年５月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第５７号
青森市大字油川字浪岸41番地138　油川シーサイド102号
債務者　鈴木　純一
１　決定年月日時　平成29年５月９日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１７３号
神奈川県平塚市四之宮１丁目４番３号　パインハイツⅢ―102号
債務者　手島　康介
１　決定年月日時　平成29年５月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１８２号
神奈川県伊勢原市板戸654番地　コーポ越地12号
債務者　安西　直幸
１　決定年月日時　平成29年５月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１９２号
神奈川県秦野市鶴巻南５―16―20　ドルチェ芦屋111、住民票上の住所神奈川県秦野市曽屋361番地
債務者　露木　恭子（旧姓森下）
１　決定年月日時　平成29年５月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１９３号
神奈川県小田原市久野753番地の１　グリーンヴィレッジⅠ　202号室
債務者　野田　武司
１　決定年月日時　平成29年５月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１９６０号
愛知県海部郡大治町大字砂子字犬飼1776番地の２　ヴィラタウン大治206号
債務者　堤　　葉子
１　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２６号
福島県会津若松市住吉町23番35号、前住所福島県会津若松市住吉町358番地の２
債務者　小椋　睦子
１　決定年月日時　平成29年５月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２９年（フ）第９８１号
大阪市都島区中野町２丁目７番16号
債務者　上田　洋子
１　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１３７号
大阪府八尾市久宝寺４丁目３番37号
債務者　村尾　　翼
１　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部